

第 13 次秋田県鳥獣保護管理事業計画（資料編）

秋田県

令和4年3月策定

令和7年3月変更

表 1 鳥獣保護事業計画等の改定経緯及び予定

年度		野生鳥獣管理 共生ビジョン		鳥獣保護管理 事業計画	特定鳥獣管理計画											
西暦	和暦				ツキノワグマ	ニホンカモシカ	ニホンザル	イノシシ	ニホンジカ	カワウ						
2002	平成14			第9次												
2003	平成15															
2004	平成16				第1次	第1次										
2005	平成17															
2006	平成18						第1次									
2007	平成19			第10次	第2次	第2次	第2次									
2008	平成20															
2009	平成21															
2010	平成22															
2011	平成23															
2012	平成24			第11次	第3次	第3次	第3次									
2013	平成25															
2014	平成26															
2015	平成27															
2016	平成28															
2017	平成29			第12次	第4次	第4次	第4次	第1次	第1次							
2018	平成30															
2019	令和元							第1次	前期	第13次	第5次	第5次	第5次	第2次	第2次	第1次
2020	令和2															
2021	令和3								後期		第14次	第6次	第6次	第6次	第3次	第3次
2022	令和4															
2023	令和5															
2024	令和6															
2025	令和7															
2026	令和8	第2次	第14次	第7次 (-2034年度)	第6次	第6次	第4次	第4次								
2027	令和9															
2028	令和10															
2029	令和11															
2030	令和12															
2031	令和13					第5次 (-2033年度)	第5次 (-2033年度)									

表 2 鳥獣保護区指定状況及び指定計画

(面積単位:ha)

区分	鳥獣保護区 指定の目標		計画開始時の 鳥獣保護区		計画										計画期間中の 増減		計画終了時の 鳥獣保護区	
					新規指定		区域拡大		区域縮小		期間満了		解除					
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
森林鳥獣生息地	94	78,350	97	79,324									3	974	-3	-974	94	78,350
大規模生息地	-	-	2	21,854													2	21,854
集団渡来地	-	-	11	2,490													11	2,490
集団繁殖地	-	-	1	83													1	83
希少鳥獣生息地	-	-	4	5,285													4	5,285
生息地回廊	-	-	0	0													0	0
身近な鳥獣生息地	-	-	47	6,770									4	736	-4	-736	43	6,034
計	-	-	162	115,806									7	1,710	-7	-1,710	155	114,096

表3 鳥獣保護区（森林鳥獣生息地の保護区）一覧

NO*1	鳥獣保護区名称	所在市町村	面積(ha)		指定期間*2	変更計画				
			鳥獣 保護区	特別 保護地区		区分	指定面積の異動(ha)			理由
							異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積	
4	東山	鹿角市	615		R2～R22					
5	新山	鹿角市	847		H24～R14					
6	大湯	鹿角市	858		H28～R18					
7	夜明島	鹿角市	613		H28～R18					
8	大館長根山	大館市	845		H25～R15					
10	小茂内	大館市	390		H26～R16					
12	袴腰山	大館市	301		H28～R18					
13	浦山	大館市	568		H28～R18					
15	独鈷	大館市	360		H26～R16					
16	八木橋	大館市	300		H27～R17					
17	早口	大館市	383		H24～R14					
19	長坂山	大館市	203	44	H27～R17					
22	田代岳	大館市	1,392		H30～R20					
23	陣場岱	北秋田市	364		H25～R15					
24	二本杉岩谷	北秋田市	130	39	H28～R18					
29	倉ノ山	北秋田市	398		H26～R16					
30	浦支内	北秋田市	287		H26～R16					
31	桂瀬	北秋田市	286	21	H27～R17					
33	荒瀬	北秋田市	823		H26～R16					
34	露熊	北秋田市	626	65	H27～R17					
38	萩形	上小阿仁村	644		R3～R23					
39	仏社沢	上小阿仁村	400	60	H26～R16					
42	後谷地	能代市	301		H25～R15					
43	大柄	能代市	793		H27～R17					
48	落合海岸	能代市・八峰町	1,273		R元～R21					
49	きみまち阪	能代市	417	127	H29～R19					
50	白瀑	八峰町	992		H28～R18					
51	石倉山	三種町	622	62	H27～R17					
52	卯の沢	三種町	324		H28～R18					
54	素波里	藤里町	1,448	201	H25～R15					
55	藤里	藤里町	250		H29～R19					
59	手形山	秋田市	395		R2～R22					
61	新屋	秋田市	2,404		H24～R14					
63	仁別	秋田市	3,281		H29～R19					

表3 (つづき) 鳥獣保護区(森林鳥獣生息地の保護区)一覧

NO*1	鳥獣保護区名称	所在市町村	面積(ha)		指定期間*2	変更計画				
			鳥獣 保護区	特別 保護地区		区分	指定面積の異動(ha)			理由
							異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積	
65	番鳥森	秋田市	127		H27～R17					
66	築紫森	秋田市	1,012	80	H29～R19					
67	高尾山	秋田市	800	100	R2～R22					
68	椿台	秋田市	337		H24～R14					
69	脇本	男鹿市	517		R3～R23					
70	寒風山	男鹿市	355		H28～R18					
72	北浦	男鹿市	210		H30～R20					
73	南磯	男鹿市	1,992		R元～R21					
76	森山	五城目町・八郎潟町	587		H29～R19					
78	飯田川公園	潟上市	300	5	H30～R20					
80	水林	由利本荘市	813		H26～R16					
82	石脇	由利本荘市	359	25	H29～R19					
83	本荘浜	由利本荘市	445		H29～R19					
85	石沢	由利本荘市	1,331		R元～R21					
89	祓川	由利本荘市	3,657	221	H30～R20					
90	道川	由利本荘市	1,295		H27～R17					
91	小菅野	由利本荘市	850	103	H28～R18					
93	中田代	由利本荘市	680		H28～R18					
97	西目	由利本荘市	590	19	H28～R18					
99	百宅	由利本荘市	380		H29～R19					
100	仁賀保金浦	にかほ市	1,659		H27～R17					
102	象潟臨海	にかほ市	415		H27～R17					
103	小砂川	にかほ市	553		H29～R19					
105	姫神	大仙市	1,341	128	H26～R16					
106	方角沢	大仙市	480	53	H30～R20					
108	大沢郷	大仙市	655		H28～R18					
109	心像	大仙市	1,507		H28～R18					
113	荒川	大仙市	740		H27～R17					
114	大川前	大仙市	119		H24～R14					
115	滝ノ沢	大仙市	375	40	H26～R16					
117	薬師嶽	大仙市	1,377	588	R元～R21					
119	外ノ山・大威徳山	仙北市	1,260		H27～R17					
120	和賀岳	仙北市	7,276		H25～R15					
121	石黒沢	仙北市	500	199	H24～R14					

表3 (つづき) 鳥獣保護区(森林鳥獣生息地の保護区)一覧

NO*1	鳥獣保護区名称	所在市町村	面積(ha)		指定期間*2	変更計画				理由
			鳥獣保護区	特別保護地区		区分	指定面積の異動(ha)			
							異動前の面積	異動面積	異動後の面積	
122	田沢湖	仙北市	4,478		H26～R16					
123	抱返	仙北市	1,135		H27～R17					
125	駒ヶ岳	仙北市	2,558		R元～R21					
126	堀内	仙北市	580	89	H24～R14					
127	玉川	仙北市	3,451		H28～R18					
129	七滝	美郷町	232	232	H25～R15					
130	仏沢	美郷町	380	59	H28～R18					
131	横手	横手市	300		H27～R17					
134	坂ノ下	横手市	211		H26～R16					
135	里城	横手市	360		H27～R17					
136	保呂羽山	横手市	712	45	H30～R20					
138	土淵	横手市	320		H24～R14					
139	御嶽外山	横手市	786		H28～R18					
141	赤倉沢山	横手市	549		R2～R22					
143	山谷	湯沢市	329		H24～R14					
144	角間沢	湯沢市	142		H25～R15					
145	湯沢	湯沢市	366		H27～R17					
146	宇留院内	湯沢市	304		H27～R17	廃止	304	-304	0	鳥獣の生息状況の変化
148	田螺沼	湯沢市	90	28	H29～R19					
149	大小沢	湯沢市	400		H28～R18					
150	東山森林公園	湯沢市	360		H24～R14	廃止	360	-360	0	鳥獣の生息状況の変化
151	槻沢	湯沢市	310		H26～R16	廃止	310	-310	0	鳥獣の生息状況の変化
152	矢地ノ沢	湯沢市	165		H26～R16					
155	奥宮	湯沢市	473		H29～R19					
160	太平山	羽後町	251		H26～R16					
161	唐松	羽後町	120		H27～R17					
162	田子内	東成瀬村	320		H27～R17					
163	狼沢	東成瀬村	451		H28～R18					
164	沼ノ上	東成瀬村	164		H28～R18					
計	97箇所		79,324	2,633						

*1 秋田県鳥獣保護区等位置図(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/45129>)における番号と一致

*2 いずれも開始月日は11月1日、終了月日は10月31日

表 4 鳥獣保護区（大規模生息地の保護区）一覧

NO*1	鳥獣保護区名称	所在市町村	面積(ha)		指定期間*2	変更計画				理由
			鳥獣保護区	特別保護地区		区分	指定面積の異動(ha)			
							異動前の面積	異動面積	異動後の面積	
128	八幡平	仙北市・鹿角市	10,913	3,032	R元～R21					
158	栗駒	湯沢市・東成瀬村	10,941	1,533	H26～R16					
計	2箇所		21,854	4,565						

*1 秋田県鳥獣保護区等位置図における番号と一致

*2 いずれも開始月日は11月1日、終了月日は10月31日

表 5 鳥獣保護区（集団渡来地の保護区）一覧

NO*1	鳥獣保護区名称	所在市町村	面積(ha)		指定期間*2	変更計画			
			鳥獣 保護区	特別 保護地区		区分	指定面積の異動(ha)		理由
							異動前の 面積	異動面積	
27	田中	北秋田市	262		H24～R14				
47	小友沼	能代市	67		H30～R20				
57	八郎潟西部	大潟村・男鹿市	135		H26～R16				
58	八郎潟	大潟村・男鹿市・三種町	977		H24～R14				
74	潜り岩	男鹿市	328		R元～R21				
84	子吉川	由利本荘市	83		H29～R19				
107	三条川原	大仙市	101	95	R3～R23				
110	乙越沼	大仙市	132	16	H20～H30				
118	鶯野	大仙市・仙北市	44		H24～R14				
142	志摩	横手市・湯沢市	151		H24～R14				
157	皆瀬ダム	湯沢市	210	107	H30～R20				
計	11箇所		2,490	218					

*1 秋田県鳥獣保護区等位置図における番号と一致

*2 いずれも開始月日は11月1日、終了月日は10月31日

表 6 鳥獣保護区（集団繁殖地の保護区）一覧

NO*1	鳥獣保護区名称 (保護対象)	所在市町村	面積(ha)		指定期間*2	変更計画				理由
			鳥獣 保護区	特別 保護地区		区分	指定面積の異動(ha)			
							異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積	
101	大須郷 (ウミウ)	にかほ市	83		H25～R15					
計	1箇所		83							

*1 秋田県鳥獣保護区等位置図における番号と一致

*2 いずれも開始月日は11月1日、終了月日は10月31日

表 7 鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）一覧

NO*1	鳥獣保護区名称 (保護対象)	所在市町村	面積(ha)		指定期間*2	変更計画				
			鳥獣 保護区	特別 保護地区		区分	指定面積の異動(ha)			理由
							異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積	
21	内町沢 (イヌワシ)	大館市	929		H29～R19					
104	鉾立 (イヌワシ)	にかほ市	2,650		H29～R19					
124	十丈の滝 (イヌワシ、クマタカ)	仙北市	1,583		H29～R19					
140	金峰山 (ミサゴ)	横手市	123		H28～R18					
計	4箇所		5,285	0						

*1 秋田県鳥獣保護区等位置図における番号と一致

*2 いずれも開始月日は11月1日、終了月日は10月31日

表 8 鳥獣保護区（生息地回廊の保護区）一覧

NO	鳥獣保護区名称	所在市町村	面積(ha)		指定期間	変更計画				
			鳥獣保護区	特別保護地区		区分	指定面積の異動(ha)			理由
							異動前の面積	異動面積	異動後の面積	
			指 定 無 し							
計										

表 9 鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地の保護区）一覧

NO*1	鳥獣保護区名称	所在市町村	面積(ha)		指定期間*2	変更計画				
			鳥獣保護区	特別保護地区		区分	指定面積の異動(ha)			理由
							異動前の面積	異動面積	異動後の面積	
2	沢	小坂町	17		R元～R21					
3	万谷	小坂町	5		H28～R18					
9	比内前田	大館市	166		H25～R15					
11	達子森	大館市	33		H26～R16					
14	完ヶ森	大館市	3		H30～R20					
18	上鴨沢	大館市	345		H27～R17					
20	赤川	大館市	315		H27～R17					
25	美栄	北秋田市	237		H29～R19					
26	摩当	北秋田市	159		R元～R21					
32	二本松	北秋田市	27		H29～R19					
35	松森	北秋田市	21		H29～R19					
36	北欧の杜	北秋田市	162		H26～R16					
37	李岱	北秋田市	36		H30～R20					
40	箱淵岱	上小阿仁村	50		H29～R19					
41	毘沙門	能代市	100		R2～R22					
44	砂山	能代市	10		H29～R19					
45	能代公園	能代市	11		H30～R20					
46	桧山	能代市	13		H30～R20					
60	追分	秋田市	420		H24～R14					
62	大滝山	秋田市	187		H26～R16					
64	天徳寺山	秋田市	230		H30～R20					
71	枯木長根	男鹿市	20		H29～R19					
75	五城目井川	五城目町・井川町	610	50	H24～R14					
77	元木山	潟上市	28		H30～R20					
79	高城	由利本荘市	361		R2～R22					
81	谷地	由利本荘市	290		H28～R18					
86	親川	由利本荘市	234		R元～R21					
87	矢島	由利本荘市	47		R3～R23	廃止	47	-47	0	鳥獣の生息状況の変化
88	花立	由利本荘市	510		H24～R14	廃止	510	-510	0	鳥獣の生息状況の変化
92	大谷地	由利本荘市	169		R元～R21	廃止	169	-169	0	鳥獣の生息状況の変化
94	岩谷	由利本荘市	310		H30～R20					
95	八塩山	由利本荘市	40		H29～R19					
96	浜館	由利本荘市	275		R2～R22					

表 9 (つづき) 鳥獣保護区(身近な鳥獣生息地の保護区)一覧

NO*1	鳥獣保護区名称	所在市町村	面積(ha)		指定期間*2	変更計画				理由
			鳥獣保護区	特別保護地区		区分	指定面積の異動(ha)			
							異動前の面積	異動面積	異動後の面積	
98	鳥海	由利本荘市	5		R3～R23					
111	八乙女	大仙市	21	21	H20～H30					
112	唐松山	大仙市	285		H26～R16					
116	払田	大仙市	19	19	H30～R20					
132	年子狐	横手市	111		H29～R19					
133	浅舞	横手市	4		R元～R21					
137	梨木	横手市	351		H29～R19					
147	千年	湯沢市	12		H29～R19					
153	秋の宮	湯沢市	10		H30～R20	廃止	10	-10	0	鳥獣の生息状況の変化
154	館山	湯沢市	18		R元～R21					
156	貝沼	湯沢市	73		H30～R20					
159	五輪坂	羽後町	223		H24～R14					
165	沼又	東成瀬村	120		H29～R19					
166	上林	東成瀬村	77		H30～R20					
計	47箇所		6,770	90						

*1 秋田県鳥獣保護区等位置図における番号と一致

*2 いずれも開始月日は11月1日、終了月日は10月31日

表 10 鳥獣保護区及び特別保護区の概要

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	狩猟が認められない	20年以内
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 * 1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など 鳥獣の保護に支障がない行為として 政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内

表 11 特別保護地区の指定等計画

(面積単位:ha)

区分	計画開始時の 鳥獣保護区		計画										計画期間中の 増減		計画終了時の 鳥獣保護区	
			新規指定		区域拡大		区域縮小		期間満了		解除					
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
森林鳥獣生息地	25	2,633													25	2,633
大規模生息地	2	4,565													2	4,565
集団渡来地	3	218													3	218
集団繁殖地	0	0			変更計画なし									0	0	
希少鳥獣生息地	0	0													0	0
生息地回廊	0	0													0	0
身近な鳥獣生息地	3	90													3	90
計	33	7,506													33	7,506

表 12 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画

年度	狩猟鳥獣捕獲禁止区域 名称	所在市町村	区分	指定面積 (ha)	指定期間		捕獲禁止鳥獣
R4	矢島	由利本荘市	新規	47	R4.11.1～R14.10.31	10年	イノシシを除く鳥獣
	花立	由利本庄市	新規	510	R4.11.1～R14.10.31	10年	イノシシを除く鳥獣
	大谷地	由利本荘市	新規	169	R4.11.1～R14.10.31	10年	イノシシを除く鳥獣
	宇留院内	湯沢市	新規	304	R4.11.1～R14.10.31	10年	イノシシを除く鳥獣
	東山森林公園	湯沢市	新規	360	R4.11.1～R14.10.31	10年	イノシシを除く鳥獣
	槻沢	湯沢市	新規	310	R4.11.1～R14.10.31	10年	イノシシを除く鳥獣
	秋ノ宮	湯沢市	新規	10	R4.11.1～R14.10.31	10年	イノシシを除く鳥獣
合計	7箇所			1,710			

表 13 休猟区指定計画

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
令和4～8年度					(該当なし)
合計					

表 14 管理施設の整備

区分	現況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
標識類の整備	既設鳥獣保護区等には案内板及び制札等を設置済み	・必要に応じ、老朽化した案内板及び制札の更新 ・指定廃止箇所における案内板及び制札の撤去					
管理棟等の整備	-	-	-	-	-	-	

表 15 利用施設の整備

区分	現況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
観察路、観察舎等の整備	①五城目井川鳥獣保護区内において、枯れ木や散策路の崩落により通行困難な箇所あり ②同保護区内の環境と文化の森施設において、老朽化により補修が必要な施設あり	・散策路の整備 ・観察舎等の補修					
その他の施設等の整備	-	-	-	-	-	-	

表 16 放鳥計画

種名	放鳥の地域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	備考
キジ	鳥獣保護区	300羽	300羽	300羽	300羽	300羽	1,500羽	日齢150日ヒナ、成鳥の各羽数については、放鳥箇所の状況や放鳥時期を勘案して決定する。
	その他	80羽	80羽	80羽	40羽	40羽	320羽	
	計	380羽 (40箇所)	380羽 (40箇所)	380羽 (40箇所)	340羽 (40箇所)	340羽 (40箇所)	1,820羽	
ヤマドリ	鳥獣保護区	200羽	200羽	200羽	200羽	200羽	1,000羽	日齢120日ヒナの各羽数については、放鳥箇所の状況や放鳥時期を勘案して決定する。
	その他	80羽	80羽	80羽	40羽	40羽	320羽	
	計	280羽 (40箇所)	280羽 (40箇所)	280羽 (40箇所)	240羽 (40箇所)	240羽 (40箇所)	1,320羽	

表 17 有害鳥獣捕獲許可に係る条件等

許可権者	鳥獣名 ^{*1}	許可条件			区域	方法	許可対象者
		1許可当たり 捕獲羽(頭)数	時期	期間			
市町村長	カラス類 ^{*2}	その都度定める	被害発生時随時	90日以内の必要最小限の日数	被害区域 及び被害発 生のおそれ のある必要 最小限区 域	その都度定める	・被害を受けた者 ・被害を受けた者から 依頼を受けた個人 ・法人
	カルガモ [○]	50羽以内	4～6月, 8～11月	30日以内の必要最小限の日数		銃器	
	キジバト [○]	20羽以内	4～11月	〃		銃器	
	スズメ類 [○]	1,000羽以内	被害発生時随時	〃		銃器・網	
	ドバト [○]	その都度定める	〃	〃		その都度定める	
	ゴイサギ	〃	〃	〃		銃器	
	ムクドリ	〃	〃	〃		銃器	
	ヒヨドリ	〃	〃	〃		銃器	
	トビ	〃	〃	〃		銃器	
	ハクビシン	〃	〃	〃		その都度定める	
	ツキノワグマ ^{*3}	6頭以内	〃	60日以内の必要最小限の日数		銃器・わな	
知事	市町村長許可以外の鳥類	その都度定める	〃	〃		その都度定める	
	イノシシ	制限しない	〃	1年以内		銃器・わな	
	ニホンジカ	〃	〃	〃		銃器・わな	
	ツキノワグマ ^{*4}	6頭以内	〃	60日以内の必要最小限の日数		銃器・わな	
	ニホンザル	その都度定める	〃	〃		銃器・わな	
	ノウサギ	50羽以内	〃	30日以内の必要最小限の日数		銃器・網・わな	
	上記以外の獣類	その都度定める	〃	〃		その都度定める	

*1 ○印を付した鳥類については卵の採取等についても許可できる

*2 ハシボソガラス、ハシブトガラスを合わせて「カラス類」とする

*3 人への被害を防止する目的に限る

*4 人への被害を防止する以外の目的

表 18 予察表

加害鳥獣		主な被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥類	カラス類	果樹・水稻・豆・野菜類													県下全域
	スズメ類	果樹・水稻・豆・野菜類													県下全域
	カモ類	水稻類													県下全域
	キジバト	水稻・豆類													県下全域
	ドバト	水稻・豆類													県下全域
	ムクドリ	果樹・豆・野菜類													県下全域
	ヒヨドリ	果樹類													県下全域
	ウソ	桜													由利本荘市、大仙市、仙北市
	サギ類	養殖魚・水稻類													県下全域
	カワウ	養殖魚類													大館市、北秋田市、上小阿仁村、能代市、秋田市、 由利本荘市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市
獣類	ノウサギ	果樹・豆・植栽樹木類													県下全域
	キツネ	養鶏・野菜類													県下全域
	タヌキ	野菜類・養鶏・トウモロコシ													県下全域
	イタチ	養鶏													県下全域
	アナグマ	トウモロコシ・パレイショ													県下全域
外来種	ハクビシン	果樹・豆類・トウモロコシ													県下全域
第二種 特定鳥獣	ツキノワグマ	果樹・水稻・トウモロコシ・養蜂・養 鶏・畜産飼料・栗													県下全域
	ニホンカモシカ	豆・野菜・トウモロコシ・植栽樹木類													県下全域
	ニホンザル	果樹・水稻・豆・野菜・トウモロコシ・ 栗・イモ類													大館市、北秋田市、能代市、八峰町、藤里町
	ニホンジカ	果樹・水稻・野菜・植栽樹木類													県下全域
	イノシシ	水稻・豆・野菜・イモ類													県下全域

表 19 特定猟具使用禁止区域指定状況及び指定計画

区分		計画開始時の 特定猟具 使用禁止区域	計画																								計画期間 中の増減	計画終了時の 特定猟具 使用 禁止区域
			新規指定						区域拡大						区域縮小						期間満了・解除							
			R4	R5	R6	R7	R8	計	R4	R5	R6	R7	R8	計	R4	R5	R6	R7	R8	計	R4	R5	R6	R7	R8	計		
猟銃に伴う危険を 予防するための区域	箇所数	68							1						1												0	68
	面積	18,742							212						212											+212	18,954	
わなに伴う危険を 予防するための区域	箇所数	0																										
	面積	0																										
計	箇所数	68							1						1											0	68	
	面積	18,742							212						212											+212	18,954	

(面積単位:ha)

表 20 特定猟具使用禁止区域一覧

NO*1	特定猟具 使用禁止区域名称	所在市町村	特定猟具名	面積 (ha)	事業計画 開始当初の 指定期間*2	再指定・変更計画								再指定・変更後の 指定期間*2
						再指定・変更年度					指定面積の異動(ha)			
						R4	R5	R6	R7	R8	異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積	
1	大湯スキー場	鹿角市	銃器	179	R3～R23									
2	大湯川	鹿角市	銃器	45	R2～R22									
3	芝谷地	大館市	銃器	10	H24～R4	再指定								R4～R24
4	二ツ山	大館市	銃器	15	H26～R6			再指定						R6～R26
5	扇田	大館市	銃器	205	R2～R22									
6	舟見	北秋田市	銃器	397	H25～R5		再指定							R5～R25
7	大野台	北秋田市	銃器	414	H29～R19									
8	南陣場岱	北秋田市	銃器	55	H26～R6			再指定						R6～R26
9	赤沼公園	能代市	銃器	5	H24～R4	再指定								R4～R24
10	能代河畔公園	能代市	銃器	21	H24～R4	再指定								R4～R24
11	落合	能代市	銃器	174	H28～R8					再指定				R8～R28
12	羽根川森林公園	三種町	銃器	167	H29～R19									
13	琴丘森林公園スカルパ	三種町	銃器	73	H29～R19									
14	新屋敷沼	三種町	銃器	12	H25～R5		再指定							R5～R25
15	二ツ森	三種町	銃器	147	H24～R4	再指定								R4～R24
16	山本町北部	三種町・能代市	銃器	2,835	H24～R4	再指定								R4～R24
17	惣三郎沼公園	三種町	銃器	59	H24～R4	再指定								R4～R24
18	外ノ沢堤	三種町	銃器	193	H29～R19									
19	角助沼	三種町	銃器	134	H27～R7				再指定					R7～R27
20	天瀬川	三種町	銃器	47	H29～R19									
21	虹の里	藤里町	銃器	39	H24～R4	再指定								R4～R24
22	秋田市	秋田市	銃器	5,634	H27～R7				再指定					R7～R27
23	飯岡山	秋田市	銃器	14	H28～R8					再指定				R8～R28
24	下浜筑紫森	秋田市	銃器	25	H26～R6			再指定						R6～R26
25	健康の森	秋田市	銃器	37	H26～R6			再指定						R6～R26
26	種沢	秋田市	銃器	161	H27～R7				再指定					R7～R27
27	中央公園	秋田市	銃器	281	H27～R7				再指定					R7～R27
28	豊成畑谷	秋田市	銃器	44	H25～R5		再指定							R5～R25
29	石田	秋田市	銃器	77	H27～R7				再指定					R7～R27
30	目長崎	秋田市	銃器	2	R元～R21									
31	平尾島川	秋田市	銃器	6	H25～R5		再指定							R5～R25
32	浦大町	八郎潟町	銃器	31	H24～R4	再指定								R4～R24
33	船越	男鹿市	銃器	508	H25～R5	拡大					508	+212	720	R4～R24
34	男鹿市いこいの森	男鹿市	銃器	11	H25～R5		再指定							R5～R25
35	男鹿総合運動公園	男鹿市	銃器	34	H26～R6			再指定						R6～R26
36	脇本浦田	男鹿市	銃器	33	H28～R8					再指定				R8～R28
37	男鹿市南部	男鹿市	銃器	475	H28～R8					再指定				R8～R28

表 20 特定猟具使用禁止区域一覧（つづき）

NO*1	特定猟具 使用禁止区域名称	所在市町村	特定猟具名	面積 (ha)	事業計画 開始当初の 指定期間*2	再指定・変更計画								再指定・変更後の 指定期間*2
						再指定・変更年度					指定面積の異動(ha)			
						R4	R5	R6	R7	R8	異動前の 面積	異動面積	異動後の 面積	
38	下山内	五城目町	銃器	60	H28～R8					再指定				R8～R28
39	矢場崎	五城目町・八郎潟町	銃器	40	H28～R8					再指定				R8～R28
40	大清水・大郷守	潟上市	銃器	160	H26～R6			再指定						R6～R26
41	鞍掛沼	潟上市	銃器	58	R元～R21									
42	天王	潟上市	銃器	241	H26～R6			再指定						R6～R26
43	竜毛	潟上市	銃器	47	H24～R4	再指定								R4～R24
44	大潟村	大潟村	銃器	895	R2～R22									
45	井川北川尻	井川町	銃器	385	H27～R7				再指定					R7～R27
46	松ヶ崎	由利本荘市	銃器	48	H28～R8					再指定				R8～R28
47	川口	由利本荘市	銃器	165	H29～R19									
48	二十六木	由利本荘市	銃器	30	H30～R20									
49	ガサ平	由利本荘市	銃器	173	R3～R23									
50	加田喜沼	由利本荘市	銃器	4	R3～R23									
51	笹森山	由利本荘市	銃器	115	R3～R23									
52	巾山	にかほ市	銃器	156	H29～R19									
53	黒川	にかほ市	銃器	90	H26～R6			再指定						R6～R26
54	象潟金浦	にかほ市	銃器	682	H25～R5		再指定							R5～R25
55	象潟栗山	にかほ市	銃器	18	R2～R22									
56	小国	にかほ市	銃器	22	H29～R19									
57	大曲	大仙市	銃器	250	H29～R19									
58	角間川	美郷町・大仙市	銃器	281	H29～R19									
59	長面	美郷町	銃器	7	R元～R21									
60	大森	美郷町・横手市	銃器	101	H24～R4	再指定								R4～R24
61	金沢	横手市	銃器	65	R元～R21									
62	櫛沢	横手市	銃器	25	H24～R4	再指定								R4～R24
63	中山	横手市	銃器	1,453	R元～R21									
64	阿気	横手市	銃器	50	H25～R5		再指定							R5～R25
65	百万刈	横手市	銃器	403	H27～R7				再指定					R7～R27
66	八幡	湯沢市	銃器	95	H30～R20									
67	滝の下	東成瀬村	銃器	22	R3～R23									
68	羽後大戸川	羽後町	銃器	2	H24～R4	再指定								R4～R24
計	68箇所			18,742		16箇所	8箇所	9箇所	8箇所	8箇所	18,742		18,954	

表 21 指定猟法禁止区域の指定状況

区域名称	所在地	面積(ha)	指定期間	禁止する猟法の種類
山瀬ダム	大館市岩瀬	123	H16.11.1～無期限	鉛散弾の使用

表 22 第二種特定鳥獣管理計画の概要

計画名称	計画作成年度	計画の目的	対象鳥獣	期間	対象区域	備考
秋田県第二種特定鳥獣管理計画 (第6次ツキノワグマ)	R6	・人身被害・農林業被害の防止 ・地域個体群の安定的維持	ツキノワグマ	R7.4.1-R12.3.31 (5年間)	国指定鳥獣保護区を除く県下全域	
秋田県第二種特定鳥獣管理計画 (第5次ニホンカモシカ)	R3	・農林業被害の防止 ・地域個体群の安定的維持	ニホンカモシカ	R4.4.1-R9.3.31 (5年間)	国指定鳥獣保護区を除く県下全域	
秋田県第二種特定鳥獣管理計画 (第5次ニホンザル)	R3	・人身被害・農林業被害の防止 ・地域個体群の安定的維持	ニホンザル	R4.4.1-R9.3.31 (5年間)	国指定白神山地鳥獣保護区を除く5市町 (能代市、八峰町、藤里町、北秋田市、大館市)	
秋田県第二種特定鳥獣管理計画 (第3次ニホンジカ)	R6	・農林業被害の防止	ニホンジカ	R7.4.1-R9.3.31 (3年間)	国指定鳥獣保護区を除く県下全域	指定管理鳥獣 捕獲等事業実施予定
秋田県第二種特定鳥獣管理計画 (第3次イノシシ)	R6	・人身被害・農林業被害の防止	イノシシ	R7.4.1-R9.3.31 (3年間)	国指定鳥獣保護区を除く県下全域	指定管理鳥獣 捕獲等事業実施予定
秋田県第二種特定鳥獣管理計画 (第1次カワウ)	R3	・水産業被害の防止 ・個体群の安定的維持	カワウ	R4.4.1-R9.3.31 (5年間)	国指定鳥獣保護区を除く県下全域	

表 23 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査の実施計画

対象地域	調査年度	調査方法	調査者	備考
全県の渡来地全域	R4～8	現地調査	県職員、鳥獣保護巡視員、野鳥保護団体、猟友会等	毎年実施する

表 24 キジ・ヤマドリの調査実施計画

対象鳥獣	調査年度	調査方法	備考
キジ ヤマドリ	R4～8	・放鳥するキジ、ヤマドリに標識を装着し、回収した標識にて放鳥年度、放鳥場所を確定する。 ・標識の装着数は、放鳥数の25%以上を目標とする。	標識の種類：足環

表 25 第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

対象鳥獣	調査期間 (年度)	主な調査方法	備考
ツキノワグマ	R7-11年度	・生息調査：春先の残雪期に山林内を踏査し、痕跡や目撃数をカウントする（毎年度） ・個体数推定のためのカメラトラップ調査を実施する（R6～7） ・捕獲調書から捕獲個体に関するデータを収集する（毎年度）	・指定管理鳥獣
ニホンカモシカ	R4-8年度	・生息密度調査：第二種特定計画の期間ごとに一度区画法を実施する（おおよそ5年間に一度） ・分布調査：二種特定計画の期間ごとに一度アンケート及び聞き取り調査を実施する（おおよそ5年間に一度）	
ニホンザル	R4-8年度	・テレメトリー調査等により、群れの行動調査を実施する（適宜） ・捕獲調書から捕獲個体に関するデータを収集する（毎年度）	
ニホンジカ	R7-9年度	・痕跡調査及び目撃情報により分布状況を把握する（毎年度） ・農林被害状況及び被害防除対策の実施状況を把握する（毎年度） ・捕獲調書等を活用し、捕獲個体や交通事故死個体等に関するデータを収集する（毎年度）	・指定管理鳥獣 ・環境省、林野庁との調整を図りながら実施
イノシシ	R7-9年度	・痕跡調査及び目撃情報により分布状況を把握する（毎年度） ・農林被害状況及び被害防除対策の実施状況を把握する（毎年度） ・捕獲調書等を活用し、捕獲個体や交通事故死個体等に関するデータを収集する（毎年度）	・指定管理鳥獣 ・環境省、林野庁との調整を図りながら実施
カワウ	R4-8年度	・コロニー、ねぐら等の生息状況を調査する。 ・行動範囲が広域なことから、隣県等の生息状況や被害状況を把握する。 ・学術調査捕獲により養殖魚被害調査及び生体調査を実施する。	・農林水産部水産漁港課との調整を図りながら実施

表 26 鳥獣行政担当職員の配置状況及び配置計画

区分		現況			計画終了時			業務内容
		専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁	自然保護課	9	2*	11	7	2*	9	1 鳥獣保護管理計画における計画・立案及び指導 2 狩猟における県外狩猟者登録、狩猟指導及び取締り 3 有害鳥獣捕獲における捕獲指導及び取締り 4 狩猟免許試験及び更新における計画・立案及び指導 5 鳥獣保護区等設定管理における計画・立案及び事務手続 6 鳥獣増殖事業における計画・立案、契約及び指導 7 傷病鳥獣の収容における収容・現地調査 8 ツキノワグマ被害対策支援センター業務
	(うち専門的知見を有する職員)	3		3	1		1	
地域振興局*	鹿角地域振興局		1	1		1	1	1 鳥獣保護管理計画における現地調査及び指導 2 狩猟における県内狩猟者登録、狩猟の現場指導及び取締り 3 有害鳥獣捕獲における有害鳥獣捕獲許可、捕獲の現場指導及び取締り 4 狩猟免許試験及び更新における試験及び更新の実施 5 鳥獣保護区等設定管理における現地調査及び管理 6 鳥獣増殖事業における増殖指導、放鳥獣及び検査 7 傷病鳥獣の収容における収容・現地調査 8 ツキノワグマ被害対策支援センター業務(計画終了時:北秋田、仙北)
	北秋田地域振興局		1	1	1	1	2	
	山本地域振興局		2	2		2	2	
	秋田地域振興局		2	2		2	2	
	由利地域振興局		2	2		2	2	
	仙北地域振興局		2	2	1	2	3	
	平鹿地域振興局		1	1		1	1	
	雄勝地域振興局		1	1		1	1	
	小計	0	12	12	2	12	14	
	(うち専門的知見を有する職員)							
鳥獣保護センター			10**	10**		8**	8**	1 傷病鳥獣の収容における収容・現地調査、飼養及び放鳥獣
(うち専門的知見を有する職員)								
合 計		9	26	33	9	22	33	
(うち専門的知見を有する職員)		3	0	3	3	0	3	

表 27 鳥獣行政担当職員の研修計画

名 称	実施 主体	対象	内容・目的	備考
鳥獣行政担当職員研修	県	・自然保護課職員 ・振興局担当職員	・ 鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関する関係法令 ・ 鳥獣保護区等の設定及び管理 ・ 鳥獣の飼養許可制度 ・ その他鳥獣の保護に関する事項 ・ 銃砲及び火薬類関係法令 ・ 有害鳥獣捕獲許可事務 ・ 鳥獣の判別及び銃器等猟具の取扱 ・ 狩猟取締り及び捜査要領 等	
司法警察職員研修会	県			司法警察職員2名×8振興局＝16名 自然保護課5名
電気柵研修	県			
その他現地研修	県			OJT形式とする(ツキノワグマ被害対策支援センターによる現地 対応や、市町村及び実施隊員を対象とした指定管理鳥獣の捕 獲研修などの際、当該地域の振興局担当職員の同行・参加を 求める)
野生生物研修会	国			
特定鳥獣の 保護及び管理に係る研修会	国			

表 28 鳥獣保護巡視員の配置状況及び計画

目標人数 (A)	事業計画開始時		委嘱人数の増減に関する年度計画					事業計画終了時	
	委嘱人数 (B)	達成率 (B/A %)	R4	R5	R6	R7	R8	委嘱人数 (C)	達成率 (C/A %)
53	53	100	±0	±0	±0	±0	±0	53	100

表 29 鳥獣保護巡視員の活動計画

活動内容	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鳥獣保護区、休猟区の管理等												
狩猟捕獲の状況調査・巡視活動												
有害鳥獣捕獲の状況調査・巡視活動												
飼養鳥獣の助言等												
傷病鳥獣の保護、確保、連絡												

表 30 鳥獣保護巡視員の研修計画

名称	主催	回数	目的	内容
鳥獣保護巡視員研修	自然保護課	本事業計画期間中に1回	鳥獣保護巡視員の資質及び行政効果の向上	- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する関係法令 - 鳥獣保護区等の設置及び管理 - 鳥獣飼養許可制度 - その他鳥獣及び保護に関する事項 - 鉄砲及び火薬類関係法令 - 鳥獣の判別及び鉄砲等猟具の取扱い - 狩猟事故防止
	各地域振興局			

表 31 捕獲の担い手確保に関する目標

現況 (R2年度の狩猟者登録数)	目標 (R8年度の狩猟者登録数)
1,694	2,000

表 32 捕獲の担い手における事故防止のための事業計画

名称	主催	時期	回数／年	内容	備考
安全狩猟推進事業	秋田県 猟友会	4～10月	100	事故・違反防止のための 講習及び実技訓練	各地区猟友会ごとに実施する

表 33 鳥獣保護管理センター等の施設整備計画

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要		施設の内容	利用の方針
秋田県 鳥獣保護センター	設置 : S48 再整備 : H5-8	南秋田郡五城目町 上樋口字山田沢	44ha	自然ふれあいセンター	木造622㎡	・研修ホール ・工作室	鳥獣保護に関する普及啓 発及び傷病鳥獣の救護 に利用するとともに、身近 な自然を学習する場とす る。
				愛鳥山荘	木造320㎡	・観察室 ・野鳥展示室	
				鳥獣救護舎・野生化訓練棟	木造450㎡		

表 34 取締りに関する年間計画

事項	実施時期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
狩猟期間外密猟者等の取締り												
有害鳥獣捕獲に伴う違反者の取締り												
無登録者の取締り												
狩猟の制限禁止事項の違反者の取締り												
野鳥の無許可飼養者の取締り												

表 35 鳥獣の保護及び管理についての普及等（愛鳥に関する年間計画）

事業内容	実施時期												内容
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
野鳥観察会の開催													県有施設(秋田県環境と文化のむら)における春の野鳥観察会ほか
愛鳥週間行事の実施													愛鳥作品コンクール(ポスター)

表 36 安易な餌付けの防止（年間計画）

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
主要渡来地の巡視													県職員、鳥獣保護巡視員による巡視	一般県民

表 37 野鳥の森等の整備

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針
五城目野鳥の森	昭和48年度	五城目町上樋口字山田沢	44ha	・観察路：7,400m ・野鳥観察舎：1棟	・主な3コース設定 ・山田沢湿地 ・愛鳥広場（キャンプ場）	自然体験及び野鳥に親しむ場として、観察会やハイキング等を利用する。
栗駒野鳥の森	昭和48年度	東成瀬村椿川字仁郷山国有林	140ha	・観察路：4,180m	・須川湖と湿原を中心としたブナ等の落葉広葉樹	

表 38 愛鳥モデル校の指定（指定計画）

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			備考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小学校	35	0	35	35	0	35	35	0	35	35	0	35	35	0	35	既指定学校の要望に応じ、愛鳥学習会や野鳥観察会を随時実施する。
中学校	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0	8	
その他の学校等	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	
計	45	0	45	45	0	45	45	0	45	45	0	45	45	0	45	

表 39 法令の普及徹底（年間計画）

重点項目	実 施 時 期												普及方法 （媒体）	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の捕獲規制制度													・広報誌 ・ポスター ・パンフレット ・ウェブサイト	一般県民
鳥獣の飼養許可制度等														